

各都道府県
治山担当課長 殿

林野庁森林整備部治山課長

国庫債務負担行為等を活用した治山事業の円滑な実施について

平素より治山事業の実施に当たって林野庁と連携して推進いただいておりますこと改めて御礼申し上げます。

さて、年度ごとに治山事業を完了することが著しく支障がある場合においては、従前より、財政法第15条の規定に基づき、国庫債務負担行為を活用し、複数年度にわたって当該事業を実施することが可能となっているところです。

これについて、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、過去の事例と併せて国庫債務負担行為の活用について、改めて周知することとされたので、下記のとおり、制度の概要等について、御連絡させていただきます。

引き続き、地域における治山事業の実施が円滑に進むよう御協力お願いいたします。

記

1. 国庫債務負担行為制度の活用について

① 国庫債務負担行為の活用は、個別箇所ごとに財務省と協議を行った上で採択される。この場合、基本的には着手しようとする年度の前年度に行う「予算概算要求」において、個別箇所ごとに事項登録する必要があるため、その登録に間に合うよう、着手を予定している前年度の4月末までを目途に、林野庁治山課に相談すること。（なお、4月末以降の相談を拒むものではないため、必要が生じた場合は、速やかに相談すること。）

② 同制度については、財政法第12条で定める予算単年度主義の例外措置であるため、事項登録に際して、当該現場固有の特殊性について個別の審査を実施する。

（過去の事例（別添参照）：積雪地帯で行うトンネル工であって、発注を分割することが事業の進捗管理や安全確保の面から著しく支障があるもの 等）

2. その他

山地災害が激甚化・同時多発化していることを踏まえ、上記1に加え、いわゆる補正ゼロ国制度の積極的な活用や、入札手続きの早期化・迅速化等も進めることにより、十分な工期を確保しつつ円滑な復旧整備に取り組むこと。

〔 担 当 :
林野庁森林整備部治山課施設計画班 石井
藤野 〕

(参考) 治山事業における国庫債務負担行為の過去の事例

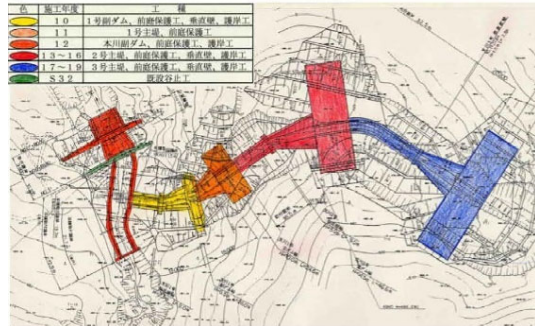
かつらがわぼう 葛川坊村町南谷地区山地治山事業「補助治山」(滋賀県)

- 国庫債務負担行為の期間
平成17年度～平成19年度(3か年)
- 主な工法
円形セルダム(L=48.5m、H=14.5m、W=355.1t)など
- 国庫債務負担行為を実施した主な理由
当該施工地は、上流に約34万m³もの多量な不安定な崩壊土砂があるため二次災害の危険性があり、単年度施工とした場合、ダムの一部しか完成せず次年度施工までの休止期間中に破損のおそれや安全確保ができないため。

【被災時】



【平面図】



【施工中】



【完成時】



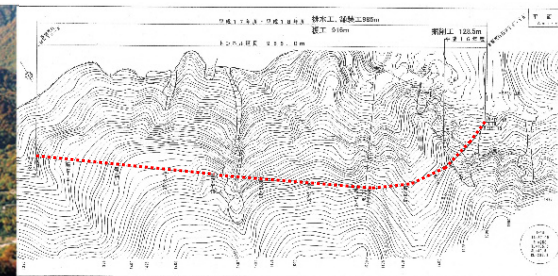
じょうがんじがわ 常願寺川地区直轄治山事業「民有林直轄治山」(中部森林管理局)

- 国庫債務負担行為の期間
平成16年度～平成18年度(3か年)
- 主な工法
トンネル掘削工(128.5m)、覆工(916m)、舗装工(985m)など
※大規模崩壊地への資材運搬路の作設が国庫債務負担行為の対象
- 国庫債務負担行為を実施した主な理由
当該施工地は、冬期間の道路封鎖により工事期間が6月～10月の5ヶ月間と限定されており、単年度施工とした場合、軌道や安全施設等の仮設置・撤去ができないことや経費の増大が生じるため。

【遠景】



【平面図】



【完成時】



【完成時】

